

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第四十三条第一項において準用する条例第二十九条第一項の規定による工事着手等の届出があったので、条例第四十三条第一項において準用する条例第二十九条第二項の規定によつて、次のとおり公告する。

平成二十六年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第五項の事業者（以下「法の事業者」という。）の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

法の事業者の名称及び代表者の氏名	電源開発株式会社 代表取締役社長 北村雅良
法の事業者の主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座六丁目一五番一号

二 法第二条第四項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）の名称、種類及び規模

法対象事業の名称	竹原火力発電所新1号機設備更新計画
法対象事業の種類	火力発電所の設置の工事の事業
法対象事業の規模	六〇万キロワット

三 法第五条第一項第三号の対象事業実施区域

竹原市忠海長浜二丁目一番一号

四 条例第四十三条第一項において準用する条例第二十九条第一項各号のうち、該当することとなつた号並びにその理由及び時期

該当することとなつた号	第一号
該当することとなつた理由	法対象事業の実施に着手したため
該当することとなつた時期	平成二六年三月一日